

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策に関する健康危機管理対策本部の検討結果と緊急事態宣言後の区の実施体制について、下記のとおり報告する。

記

1 健康危機管理対策本部の検討結果

第10回（3月19日）

- ・4月1日以降の区立小・中学校、幼稚園、区有施設の臨時休業及び施設利用の中止等について協議
- ・区が備蓄するマスクの活用について、医療機関や高齢者施設等に優先的に配布することを確認

第11回（3月23日）

- ・区立小・中学校、幼稚園、区有施設の臨時休業等について、4月15日までの対応を協議
- ・都立学校の対応を踏まえ、感染防止対策を行ったうえで、始業式や入学式等を実施し、4月7日以降の授業再開を確認

第12回（3月25日）

- ・区民の安全で安心な生活の維持を目的に、区内における感染者発生時の公表の考え方について協議
- ・職員の体調管理や、発熱等がある場合の出勤の可否について確認

第13回（3月26日）

- ・25日の都知事記者会見を踏まえ、区民に向け、不要不急の外出を可能な限り控えてもらうこと、区施設等において事業等を行う予定の各事業者に対し、開催について適切な判断と対応をお願いする内容の周知文を当日中に区ホームページで広報することを確認
- ・4月1日以降の区立小・中学校、幼稚園、区有施設の臨時休業等について、改めて見直しを含めた検討を行うことを確認

第14回（3月30日）

- ・地域での健康観察や生活支援などの業務が増えることが想定されるため、保健所における保健師の体制を強化することを確認
- ・都に対し、都内の感染状況や緊急事態宣言があった場合の都の対応などに関する情報提供を要望することを確認

第15回（4月1日）

- ・3月下旬に実施した防災行政無線による外出自粛広報を4月12日までの土・日に継続実施し、安全・安心メールも配信することを確認

- ・区立小・中学校、幼稚園の入学式等を含めた春季休業期間後の再開について協議

第16回（4月2日）

- ・区立小・中学校、幼稚園の入学式等は規模を縮小して実施、その後は5月6日まで臨時休校とすることについて協議
- ・区有施設の臨時休業等について、これまで示した4月15日以降の対応を協議
- ・土・日の外出自粛啓発広報について、青色防犯灯パトロールカーの利用を確認

第17回（4月3日）

- ・区立小・中学校、幼稚園及び区有施設の臨時休業等について確認
- ・区内における感染者発生時の公表の考え方について協議

第18回（4月5日）

- ・保健所の体制強化を図るため、コールセンター等の人材派遣委託や庁内の支援体制を協議

第19回（4月7日）

- ・国の緊急事態宣言が発令された場合の区の対応について、対策本部の設置、区立小中学校や区有施設の利用等を協議

第20回（4月7日）

- ・感染が拡大した場合の事業継続内容について協議
- ・緊急事態宣言が発令された後の区立小中学校や各区有施設の利用等について確認

第21回（4月8日）

- ・防疫業務や問合せ対応等の増加により、保健所の支援が急務となっている。コールセンターの設置や検体等運搬の外部委託を至急手配する。
- ・庁内から兼務職員を数名配置し、事務等を支援する。
- ・6月20日に予定していた新体育館の開所式は延期する。

2 緊急事態宣言後の区の実施体制について

(1) 区対策本部の設置等

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、区対策本部（特措法第34条及び区条例）を4月7日に設置した。

今後、区では、特措法の規定により「中野区新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「行動計画」という。）に基づき、適切な対応を図っていく。

具体的には、行動計画に規定する分掌事務（47業務）を区が担う「応急対策業務」に位置づけ、非常時の優先業務として着実に実施していく。

(2) 事業継続計画

上記応急対策業務に加え、中野区政のBCP（平成30年5月改定・新型インフルエンザ編）に基づき、事業継続計画を実行する。

区が担う通常業務（580業務）について、今後、感染が拡大した場合などの状況変化により、現状の職員体制の維持が難しくなったときは、業務の縮小、停止や必要人員の再配置等を行いつつ、継続の必要性の高い通常業務（119業務、適宜見直し）の実施体制を確保していく。

※保健所で対応すべき業務の増加や新たに発生する業務については、各部の職員を応援要員として機動的に配置するなど、実効性のある業務遂行体制を確保していく。

(参考) 感染拡大に伴う行動計画及び事業継続計画の実行体制イメージ

